



発注書に係る一般条件

優先順位 (i) 本一般条件、(ii) 発注書フォーム上の条件（特別条件を含む。）及び (iii) 発注書の添付書類の条件の間に矛盾がある場合は、発注書フォーム上の条件が優先するものとする。上記にかかわらず、本件供給及びサービス契約に関連して発注書が発行された場合で、当該契約の条件と、上記の (i)、(ii) 及び／又は (iii) の条件との間に矛盾がある場合には、当該契約の条件が上記 (i)、(ii) 及び／又は (iii) の他のすべての条件に優先するものとする。

1. 定義

1.1 本発注書において、以下の表現はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

1.1.1 **本件顧客**とは、該当する場合、本発注書に基づき本件商品等を購入するCJLの顧客及びその法的承継人又は譲受人をいう。

1.1.2 **秘密情報**とは、秘密性を有する、研究、開発、技術、製造、財務その他の商業情報又は「ノウハウ」をいい、これには、製品、技術、設備、製造工程、発明、特許出願、意匠、意匠出願、コンピュータのハードウェア及びソフトウェア、又は一般に知られていない若しくは公に入手可能でないその他の技術上若しくは商業上の情報が含まれるが、これらに限定されない。

1.1.3 **CJL**とは、カミンズジャパン株式会社をいい、その法的承継人又は譲受人を含む。

1.1.4 **本一般条件**とは、以下に記載する条件をいう。

1.1.5 **作業現場**とは、本件商品等が設置される土地その他の場所、及び作業現場の一部を構成するものとして本発注書に指定されるその他の土地又は場所をいう。

1.1.6 **本件商品等**とは、(a) 本発注書に基づきベンダーがCJLに供給するあらゆる材料、機械、工具、消耗品、機器又はその他の物品、及び (b) 本発注書に関連してサブベンダーがベンダーに供給するあらゆる材料、機械、工具、消耗品、機器又はその他の物品をいう。

1.1.7 **発注書**とは、ベンダーに対して発行された発注書フォーム、特別条件（もしあれば）及び本一般条件、並びにそれらに添付されている又はそれらにおいて言及されている仕様書、要求書、図面及びその他の関連文書をいう。

1.1.8 **発注書フォーム**とは、CJLがベンダーに発行する発注書のフォームをいう。

1.1.9 **本件業務**とは、検査、現場サービス、（契約に基づき要求される場合）本件商品等の設置、並びに発注書に基づきベンダーが行うそ

の他のサービス及び／又は作業をいう。

1.1.10 **特別条件**とは、本発注書に固有の条件をいい、その詳細は発注書フォームに添付される。

1.1.11 **サブベンダー**とは、本発注書に関連してベンダーが使用する材料、機械、工具、機器、物品又はその他の作業若しくはサービスをベンダーに供給する個人、企業又は法人を意味し、その法的承継者又は許可された譲受人を含む。

1.1.12 **本供給及びサービス契約**とは、本発注書の発行に関連してCJLとベンダーとの間で締結された、サービス契約又は供給契約を意味する。

1.1.13 **ベンダー**とは、本発注書の発行先となる個人、企業又は法人を意味し、その法的承継人又は許可された譲受人を含む。

2 受諾及び完全なる合意

2.1 発注書フォームは、CJLによる本件商品等及び／又は本件業務の購入の申込みであり、ベンダーは、発注書フォームの受領を遅滞なく確認するものとする。

2.2 発注書フォームの承諾（全部か一部かを問わず、書面による承認、又は本件商品等の引渡し及び／若しくは本件業務の履行によるものとする。）により、ベンダーは本一般条件を承諾したものとみなされる。

2.3 発注書フォームが承諾された時点で、本発注書（添付書類等を含む。）は本供給契約（もしあれば）と併せて、CJLとベンダーとの間の完全な合意を構成するものとする。

2.4 従前に行われた、書面若しくは口頭による事前の理解及び合意、CJLからベンダーへの申し出又はベンダーからの見積もりのうち、発注書の条件と矛盾するものは、本供給契約を除いて、(a) 本発注書に取って代わられるか、又は (b) 本発注書に明示的に言及し、その条件をベンダーが書面により承諾することを明示的に条件とするものとする。

2.5 CJLは、本発注書に記載されていないいかなる種類の声明、表明、約束、誘因又は了解（書面か口頭によるか、明示的か黙示的か、また、法律、制定法又は慣習によるかを問わない。）にも拘束されないものとする。

2.6 本発注書の条件の変更、改訂、修正又は限定は、両当事者により署名された書面によって行うものとする。

2.7 疑義を避けるために付言すると、CJLとベンダーとの間で過去に送付された又は交換された見積書その他の文書において表示された最低供給期間又は最低数量は、CJLには適用されない。

3 矛盾及び不一致

3.1 ベンダーは、ベンダーがCJLから受領したすべての文書及び情報が本発注書に基づく業務の履行に十分かつ正確であることを確認し、保証し、表明する。

3.2 ベンダー又はCJLのいずれかが、本発注書の各書

類の間で不一致、矛盾又は曖昧な点を発見した場合、当該当事者は直ちにその旨を他方当事者に通知するものとし、ベンダーは当該不一致、矛盾又は曖昧さを解消又は明確にするための修正案を書面にて速やかにCJLに通知するものとする。

3.3 CJLは、矛盾若しくは相反する項目の間についてはいずれかを選択し、及び／又は曖昧さの明確化を行った上で、ベンダーの提案を受諾するか否かを（自らが適切と考える修正がある場合はそれも併せて）記載した書面による通知を行うものとする。ベンダーは、CJLに費用を負担させることなく、かつ本発注書に基づくベンダーの義務に変更を加えることなく、当該指示に従うものとする。

4 価格及び支払い

4.1 本発注書に別途明示的に記載される場合を除き、本発注書に指定される価格はすべて固定価格とし、価格上昇又はその他の理由によるかを問わず、いかなる調整も行われえないものとする。但し、かかる調整についてCJLの事前の書面による承認を得ている場合はこの限りではない。

4.2 本発注書に別途明示的に記載される場合を除き、製造国及び輸出国において課せられ、適用される物品サービス税、売上税、使用税又はそれらに類する税金、並びにすべての料金、手数料及びその他の費用（梱包費及び配送費を含む。）は価格に含まれる。

4.3 支払いは、本発注書に明示的に言及した上でCJLとベンダーの間で書面により別途合意されない限り、本発注書の該当する条項に従って行われるものとする。疑義を避けるために付言すると、支払いが行われても、毀損した若しくは瑕疵のある又は契約に適合しない本件商品等をCJLが受け入れたものとはみなされないものとする。

4.4 CJLは、自らがベンダーに対して行うべき支払いから、ベンダーが相殺することに同意したCJLのベンダーに対する金銭債権を、当該金銭が本発注書に基づき支払われるべきものであるか否かにかかわらず、相殺する権利を有するものとする。

4.5 法令に適合する範囲内で、CJLは、ベンダーからCJLに支払われるべきとCJLが合理的に考える金銭について、ベンダーが留保すること又は差し引くことに同意していない場合であっても、留保する権利及び／又はベンダーに対する支払いから差し引く権利を有するものとする。かかる金銭には、必要に応じて、ベンダーによる本発注書の条件の違反又は不遵守の結果として、CJLが被った若しくは負担した、又はCJLが被り若しくは負担する可能性が高いとCJLが合理的に予想する損失、費用又は損害に関してCJLが有し得る請求が含まれる場合がある。ベンダーが、ベンダーからCJLに支払われるべき金額に合意した場合、CJLは、CJLが差し引いた金額と合意金額との差額を直ちに清算するもの

とする。

5 引渡条件

5.1 本件商品等の引渡条件は、本発注書に明示的に言及してCJLとベンダーの間で書面により別途合意されない限り、本発注書に記載されたとおりとする。

5.2 本件商品等の引渡しは、発注書フォームに指定される日までに、又は本発注書への明示的な言及を伴う書面によりCJLが別途合意するとおりに、完了するものとする。本発注書に基づくベンダーの義務の履行において、履行期限は厳守されなければならない。

5.3 第5.2条の規定を損なうことなく、ベンダーは、注文書フォームに指定される引渡しの場所及び時期についてCJLへの確認を行った後にのみ本件商品等を引き渡すものとする。

5.4 発注書に定める金額を超えて引き渡された本件商品等は、拒否し、ベンダーの費用負担でベンダーに返品することができる。CJLは、発注書において要請又は要求された範囲を超えて履行された本件商品等及び本件業務の代金を支払う義務を負わないものとする。

5.5 各梱包には、ベンダーの名称、CJLの発注書番号、参照番号（もしあれば）、配送先住所、ベンダーの住所及びCJLが要求するその他の詳細を明確に表示するものとする。本第5.5条に定める梱包指示に従わずに納入された本件商品等については、CJLはこれを拒否し、ベンダーの費用負担でベンダーに返品することができる。

5.6 ベンダーは、輸送中の損害を防止するために、納品されるべき本件商品等の適切な梱包、荷積み及び固定に責任を負うものとする。梱包、木枠梱包、荷積み又は保管に関するすべての料金及び費用は、発注書に記載される価格に含まれる。

5.7 すべての本件商品等は、通常の貨物取扱い及び長期間にわたる保管期間に耐えることができるように、本件商品等の性質を考慮して、適切に梱包されるものとする。梱包が不十分又は不適切であったことに起因して本件商品等又はその一部が損害を被った場合、毀損した本件商品等又はその一部については、納入自体が受け入れられたか否かにかかわらず、ベンダーの費用負担で修理又は交換されるものとする。輸送中の滅失又は毀損のリスクは、常にベンダーの負担とする。

5.8 CJLが本件商品等の出荷及び引渡しを停止するよう要請した場合、ベンダーは、CJLの要請に応じ、CJLがベンダーに別途通知するまで、本件商品等の出荷及び引渡しを停止するものとする。

6 所有権

6.1 毀損した若しくは瑕疵のある又は契約不適合の本件商品等に関するCJLの権利を妨げることなく、

本件商品等に対する法的及び受益的所有権は、引渡条件に従い本件商品等の納入及び荷卸しが行われた時点でCJLに移転するものとする。

6.2 ベンダーは、ベンダー及びベンダーのもとで又は通じて権利を主張するいかなる者も、本件商品等に対しいかなる先取特権、請求権、負担又は担保権も有しておらず、又は有することを主張しないことを保証する。

6.3 CJLはいつでも、ベンダーに対し、本件商品等に対するCJLの所有権について、並びに本件商品等に先取特権、請求権、負担及び担保権が存在しないことについて、CJLが満足する書面による証拠を提出するよう要求する権利を有するものとし、かかる証拠を受領するまで、CJLは、当該本件商品等に対する支払いを留保する権利を有するものとする。

7 供給品質

7.1 ベンダーは、(a) すべての本件商品等が、本発注書に関連して提供されたすべての仕様、図面及び／又はサンプルの要件を満たし、意図された目的に適合し、商品性があり、材料・仕上がり共に優れたものであり、瑕疵がないこと、並びに (b) 納品された本件商品等が、対応するサンプル又はCJLがベンダーから受け取った過去のサンプルよりも劣った品質又は基準でないことを保証する。ベンダーの保証は、供給品のCJLによる受入れ、検査並びに本件商品及び本件業務に対する支払い後も存続するものとする。本件商品等に本件業務が含まれる場合、ベンダーは、本件業務が適時に、注意深さをもって、効率的に、かつ熟練した方法で提供されることを保証する。

7.2 CJL、本件顧客及びそれらにより指名された代表者は、ベンダー及び／又はサブベンダーによる品質保証要件の遵守を確認することを目的として、またそれに関連して、CJL、本件顧客及びそれらにより指名された代表者がベンダー及びサブベンダーの作業現場において必要な措置を講じることができるように、当該現場に直接立ち入る権利を有するものとする。

7.3 ベンダーは、ベンダーが発注書の要件（発注書の仕様、図面及び／若しくはサンプル、条件又は納期を含む。）のいずれかを満たすことができない場合、本発注書を承諾する前に直ちにCJLに通知するものとする。

7.4 本発注書の要件を満たさない本件商品等に関して、CJLはその単独の選択により、(a) 当該本件商品等を返品し、通知後直ちにかつCJLが指定する期間内に、当該本件商品等若しくは本件業務をベンダーの費用負担で修理、交換若しくは再履行するようベンダーに要求するか、(b) 必要な改善措置を実施した後、ベンダーの勘定に当該作業の費用を請求するか、又は(c) 当該本件商品

等をベンダーに返却し、CJLの書面による通知後30日以内にベンダーから代金の全額返金を受ける権利を有するものとする。

7.5 ベンダーが本件商品等に含まれる部品に関連して保証の利益を有する場合、当該保証の利益は、譲渡可能であるものとし、本発注書によりCJLに譲渡されるものとする。ベンダーは、CJLの要求に応じて、当該譲渡を保証を提供する者に対して通知するものとし、当該譲渡を有効に実行するためにCJLが要求するすべての事項を行うものとする。CJLは、該当する場合、ベンダーから提供された保証を本件顧客に譲渡することができ、ベンダーは、当該譲渡を有効に実行するためにCJLが要求するすべての事項を行うものとする。

7.6 本第7条に定める表明、約束及び保証は、発注書に基づき提供される本件商品等の受け入れ又は発注書の解除後も存続するものとし、適用法（制定法を含む。）に基づくCJLの一切の権利及びベンダーがCJLに与える追加的な保証に更に追加する形で付与されるものとする。いかなる黙示の表明、約束又は保証も排除されない。

7.7 ベンダーは、以下を行うことを認め、約束する。
(a) 本件業務の遂行の監督について全面的にかつ単独で責任を負う。

(b) 当該監督を実施するために適切な資格及び経験を有する人員を雇うこと。

7.8 ベンダーはさらに、本件業務に関連して使用されるすべての機器が適切であり、良好な作動状態にあり、適用されるすべての業界基準に従って認証されていることを保証することを約束する。

7.9 ベンダーは、すべての適切な安全対策（交通管理計画、緊急時対応計画、危険及びリスク評価、並びにリスク管理対策など）の実施を確保することを約束する。

7.10 ベンダーが上記の約束の履行についてCJLが納得する保証を提供しなかった場合、CJLはいかなる責任も負うことなく直ちに本発注書を解除することができる。

8 変更

8.1 CJLはいつでも、書面又は口頭で指示し、ベンダーに書面で確認することにより、本発注書に基づき実施される業務又は提供される品目について、以下の1つ又は複数を変更することができる。(i) 仕様、図面及び／又はサンプル、(ii) 出荷又は梱包の方法、(iii) 納品の日付、時刻及び／又は場所、並びに(iv) 当社注文した品目の数量。

8.2 ベンダーは、価格、品質又は納品に関する合理的な変更案を速やかに（かつCJLによる変更の通知から14日以内に）CJLに通知する。かかる変更案は、CJLの承認を条件とする。

9 保証

- 9.1 ベンダーは、本発注書に基づき供給されるすべての本件商品等が、発注書の要件のすべて、及び、安全、品質及び環境に関する事項を含め、適用される法律、規制及び業界基準のすべての要件に適合していることを保証する。
- 9.2 ベンダーは、本件商品等又はその一部に毀損、瑕疵、契約不適合又は不足が発見された場合、発注書に別途明示的に定められている場合を除き、
(i) 本件商品等が最終的に組み込まれる商品の商用運用開始後12ヶ月間、又は (ii) 完成した本件商品等の納品日後18ヶ月間のうち、いずれか後に終了する期間の間、CJL（及び該当する場合は本件顧客）に対し、無償での修理を提供するものとする。
- 9.3 当初の保証期間内に瑕疵が発生したが当該期間の満了までに当該瑕疵が明らかにならなかった場合でも、ベンダーの責任は消滅しないものとする。
- 9.4 ベンダーは、ベンダーが本発注書に規定されたとおりCJLが満足する適時の方法で本件商品等の修理及び／若しくは交換を行わなかった場合、並びに／又はベンダーに代わってCJLが行った修理及び／若しくは交換作業について、CJLが負担したすべての費用をCJLに弁済するものとする。
- 9.5 本第9条に基づくCJLの権利は、適用ある法律によって禁じられない限り、制定法又は法律に基づき利用可能な他の権利又は救済に追加されるものであり、保証期間の満了にかかわらず、CJLが認識した、本件商品及び本件業務の契約不適合にかかる損害に対する一切の請求に関するものを含む。

10 補償及び責任、保険

- 10.1 ベンダーは、CJLの単独の過失に直接起因する場合を除き、本発注書に起因又は関連して生じた一切の損失、損害、請求、訴訟、要求及び／又は費用について、CJL、本件顧客並びにそれらの承継人及び譲受人を補償し、免責し、防御するものとし、CJL及びその顧客に対してその全額を償還する。本発注書に基づくベンダーの責任には、契約、不法行為、過失、厳格責任法その他に起因するか又は基づくかを問わず、いずれかの者の死亡又は傷害、財物への損失又は損害、及び損害賠償又は補償に関する責任が含まれるが、これらに限定されない。
- 10.2 ベンダーはさらに、以下の水準の保険を維持すること、及び、総合／製造物責任保険（100万シンガポールドル）、財物賠償保険（500万シンガポールドル）及び労働者災害補償保険（制定法により要求されるとおり）の保険証明書をCJLに提出することに同意する。当該証明書には、書面で放棄されない限り、補償額、保険証券番号及び有効期限を記載しなければならない。ベンダーはさらに、CJLの要求に応じて、ベンダーが適切な労働者災害補償保険を有していることを示す政府機関（該当

する場合）及び保険会社による証明書をCJLに提出することに同意する。ベンダーは、本件業務を提供する場合は、専門職業人賠償責任保険（発生1件あたり100万シンガポールドル）を提供しなければならない。

- 10.3 いかなる場合においても、CJLは、本発注書に起因する間接的、派生的、経済的若しくは金銭的損失又は付随的な特別損害について、その原因及び態様を問わず、責任を負わないものとする。

11 コンプライアンス

- 11.1 ベンダーは、CJLとの間で取引を行う場合及び／又はCJLに代わって取引を行う場合、国、自治体、地方又はその他の政府機関のすべての法律、規則、規制、命令、ライセンス、同意及び布告、並びに、本発注書又は本発注書に基づくベンダーの履行に何らかの形で影響を及ぼす、随時適用される法的効力を有するその他すべての要件を遵守するものとする。
- 11.2 上記の規定の一般性にかかわらず、ベンダーは、CJLとの間で取引を行う場合及び／又はCJLに代わって取引を行う場合、(a) 取引を行う国の腐敗防止法を遵守し、取引を獲得若しくは維持するため、又は不正な利益を確保するために、政府職員又は従業員に対して、直接又は間接的な贈与、支払い又は支払いの約束を行わず、承認しないこと、(b) 取引を行う法域に適用される独占禁止法及び公正競争法を完全に遵守して事業を行うこと、及び(c) 適用されるすべての貿易管理法並びに関税、輸出、再輸出及び輸入に関するすべての法律、規則及び要件を遵守することに、明示的に同意する。
- 11.3 ベンダーが、CJLとの間で取引を行う場合及び／又はCJLに代わって取引を行う場合に法律又は要件を遵守しなかった場合、CJLは、いかなる責任も負うことなく、直ちに本発注書を解除する権利を有するものとし、ベンダーは、必要な改善措置、罰則又は罰金の費用を含め、当該不遵守に起因する追加費用を負担するものとする。

12 準拠法、紛争及び仲裁

- 12.1 本発注書において別段の記載がない限り、本発注書の準拠法は日本法とする。国際物品売買契約に関する国連条約については、これを適用しない。
- 12.2 本発注書から又は本発注書に関連して生じるあらゆる性質の紛争、論争又は意見の相違（発注書自体の存否、有効性又は終了についてなど、すべての疑義を含む。）は、本第12.2条に基づき当事者の一方から書面による交渉の要請がなされてから30日以内、又は当事者が書面により合意する期間内に、関係当事者による相互合意によって友好的に解決されるべきものとする。合理的な期間内に紛争に関して当事者間で友好的な解決に達しない場合、かかる未解決の紛争は、日本国東京において日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って仲裁に付され、最終的に

解決されるものとする。仲裁廷は、CJLが指名する独立した仲裁人1名で構成されるものとする。本条に基づく仲裁廷の決定は、最終的なものとして拘束力を有するものとする。本条に基づく仲裁の費用は、CJLとベンダーが均等に負担する。CJLとベンダーとの間で紛争が生じた場合であっても、ベンダーは、本発注書に基づき要求されるとおり履行を継続するものとする。

13 納品の遅延及び遅延損害金

13.1 CJLは、ベンダーが本発注書に定める納品日までに材料、図面及び／又は出荷書類の全部又は一部を納品できない場合、遅延損害金として、遅延1週間ごとに価格の1%に相当する金額を、価格の10%を上限としてベンダーに請求する権利を有する。CJLが当該違約金を超える損害を被った場合、CJLはベンダーに対して当該超過額を請求する権利を有する。

13.2 CJLは、（ベンダーの単独の費用負担で、遅延している本件商品等を航空便で輸送することにより）遅延している納品を早めるようベンダーに要求する権利、及び遅延した納品に関連してCJLが被ったすべての損害について請求する権利を留保する。

14. 契約の解除

14.1 CJLは、以下のいずれかの場合、ベンダーに書面による通知を行うことにより、発注書を直ちに解除することができる。

(a)ベンダーが本発注書に基づく義務に違反し、違反の内容を記載した書面による通知を受領してから7日以内にかかる違反を是正しない場合。

(b)ベンダーが支払不能になった場合、ベンダーの解散若しくは清算の命令が下されたか若しくは決議が可決された場合、ベンダーの資産若しくは事業の全部若しくは一部に関して管財人若しくは受託人が任命された場合、又はベンダーが債権者と和解したか、若しくは債務の結果として同等若しくは類似の措置を講じた若しくは講じられた場合。

14.2 ベンダーは、ベンダーが進捗を達成できなかったこと、又はベンダーが本一般条件の規定を拒否若しくは遵守しなかったことに起因する損失、罰則又は損害について、CJLを補償し、免責することに同意する。CJLが第14.1条の定めに従い発注書の全部又は一部を解除した場合、CJLは、CJLが適切であるとみなす条件及び方法で本件商品等及び／又は本件業務を他の第三者から調達することができ、ベンダーは、かかる類似の本件商品等の調達に係る超過費用についてCJLに対し責任を負うものとする。この場合、ベンダーは、CJLからの書面による要請に応じて、発注書がカバーする関連文書（図面、テストデータを含むがこれらに限定されない。）をCJLに提出するものとする。

14.3 ベンダーは、第14.1条の規定に基づき発注書を解除されない限りにおいて、発注書の履行を継続するものとする。本第14条に規定されるCJLの権利及び救済は、排他的なものではなく、法律により又は本一般条件に基づき与えられる他の権利及び救済に追加されるものである。

14.4 発注書が満了した又は満了前に解除された時点で、ベンダーは、CJLが指示するとおり、CJLに帰属するあらゆる秘密情報を速やかに返却又は破棄するものとする。

14.5 CJLは、いつでもその単独の裁量で、ベンダーに対し14日前に書面通知を行うことにより、発注書の全部又は一部を解除する権利を留保する。支払いの清算（解除の結果ベンダーがCJLに対して有するすべての請求の、完全かつ最終的な清算となる。）は、CJLとベンダーの間の相互交渉を通じて行われるものとし、解除日までに満足に履行された業務に基づくものとする。いかなる場合にも、CJLは、発注書の解除に起因又は関連して生じる間接的損害、派生的損害、付随的損害又は特別損害（見込み利益又は諸経費を含む。）について、ベンダーに弁済する義務を負わないものとする。

15. 不可抗力

15.1 CJLは、不可抗力事由（以下「不可抗力」という。）の発生による、本件商品等の全部若しくは一部の引渡しの遅延若しくは不履行、又は発注書的不履行について責任を負わないものとする。不可抗力には、天災、政府当局による措置、火災、洪水、暴風、爆発、暴動、自然災害、禁輸、テロ、サボタージュ、戦争若しくは武力紛争、輸入禁止、政府命令、ストライキ、又はその他本件商品等の購入、再販、輸送、引渡しに関連して、直接若しくは間接にCJL若しくはCJLの顧客に影響を及ぼす同様の事由などが含まれる。不可抗力が発生した場合、CJLは当該事象を書面でベンダーに通知するものとし、CJLは、その単独の裁量により、ベンダーに通知した上で、当該事象により影響を受ける発注書若しくはその一部を解除するか、又は発注書の全部若しくは一部の履行を合理的な期間遅らせることができる。

15.2 ベンダーが、ベンダーの責めによらずに、不可抗力によって発注書に記載されたとおりに本件商品等の全部又は一部を引き渡すことができない場合、ベンダーは、直ちに当該遅延をその理由とともにCJLに書面で通知するものとする。CJLは、ベンダーの要請があった場合、当該事象がベンダーによる引渡しを妨げなくなるまで出荷時期を延長することに同意するものとする。但し、上記の事由により30日を超える遅延が生じる場合、CJLは、その単独の裁量により、ベンダーに書面で通知した上で、当該事象の影響を受ける発注書又はその一部を、いかなる責任も負うことなく解除するこ

とができ、ベンダーは、発注書の未納品部分に関してCJLがベンダーに支払った金額をCJLに払い戻すものとする。

16 停止

16.1 CJLは、ベンダーに書面で通知することにより、業務の全部又は一部の実施をいつでも停止する権利を留保する。この場合、ベンダーは、CJLが停止要請を通知した日から当該通知に指定された延長日まで、直ちに作業を中止するものとする。

16.2 CJLは、かかる停止に起因する費用及び損害、外国為替差損又は予想利益の損失について、一切責任を負わないものとする。

17 留保金

法令に適合する範囲内で、CJLは、未完了の作業及び不完全な証明書／識別／文書に関する留保金として、本発注書の合計金額のうちそれに対応する割合を保留する権利を留保するものとする。ベンダーは要件が充足されたことをCJLに通知し、CJLはその受諾を確認後、90暦日以内又は発注書に指定されるとおりに留保金を解除するものとする。

18 設計図及び情報

18.1 CJLの発注書に関連してCJLがベンダーに提供する、又はベンダーがCJLのために特別に作成する仕様書、図面又はその他の文書はすべて、当該仕様書、図面又はその他の文書に係る著作権、意匠権又はその他の知的財産権、その他ベンダーが作成、交付又は履行したもので知的財産権が存在する可能性のあるものと共に、CJLの独占的な財産であり、ベンダーは、以下の場合を除き、当該仕様書、図面、その他の文書又はその他の専有情報を第三者に開示しないものとする。

- (a) 公知であるか、ベンダーの責めによらず公知となった情報。
- (b) 法律により要求される場合。但し、ベンダーは、当該法的要求について直ちにCJLに通知し、差止命令又は保護命令を取得するためのCJLの試みに協力するものとする。
- (c) 発注書を履行するため。但し、当該第三者には、本発注書に規定されたものと同程度に厳格な秘密保持義務を課すものとする。

18.2 ベンダーは、（従前はベンダーの標準的な商業用設計図ではなかった）CJLが指定した設計図に従って製造された物品を、他の者、企業又は法人に提供してはならない。

18.3 ベンダーは、CJLの発注書を履行するために必要な場合を除き、仕様書、図面又は専有情報を使用してはならない。

18.4 CJLが発注書に基づく設計図の作成をベンダーに委託する場合、ベンダーが提供する当該設計図は、CJLの発注書に指定された目的を達成するた

めに実施可能であるものとする。当該設計図の著作権、意匠権その他の知的財産権は、CJLの独占的な財産とする。

18.5 適用法に基づき可能な最大限の範囲で、ベンダーが作成する著作物のすべての著作権又はその他の知的財産権（第18.4条の意匠権を除く。）は、CJLに譲渡されるものとし、ベンダーは、本条によって譲渡されるすべての権利をCJLに確保するために必要な、すべての文書を作成し、すべての措置を講じることを約束する。著作者人格権は、第18.1条に従って付与されなければならない。

18.6 ベンダーは、発注書に基づくベンダーの履行が第三者の権利を侵害しないこと、及び、過去に譲渡若しくは使用権許諾されたこと又はその他の負担が課されたことはないことを保証する。

19 秘密保持

CJLが機密性を有する研究、開発、技術、製造、財務その他の商業情報又は「ノウハウ」（CJLの製品、技術、設備、製造工程、発明、特許出願、意匠、意匠出願、コンピュータハードウェア及びソフトウェア、又はその他の技術上若しくは商業上の情報で、CJLの専属であり、それらが有益である競合他社の間で一般に知られた知識ではなく、書面化されているか否かを問わず、既存の又は潜在的な競合他社に対する優越をCJLに与えるものを含むが、これらに限定されない。）をベンダーに開示し、又はこれらの情報に対するアクセスを許諾する場合、ベンダーは、いかなる時でも、図面やその他の機密性を有する文書情報を含む当該情報を、他の者若しくは企業に対し使用若しくは開示し、又は自らの利益のために使用してはならない。さらに、ベンダーは、法律により開示が要求される場合又はCJLの事前の書面による承認を得て開示を行う場合を除き、いかなる時でも、本発注書に関する情報又は本発注書から若しくは本発注書に関連して発生する情報を秘密に保持し、他の者又は企業に開示しないことに同意し、これを約束する。

20 下請け

CJLの発注書は、ベンダーが業務を遂行することを前提として発行されるものであり、いかなるサブベンダーへの譲渡、再委託又は移転も、CJLが必要とみなす条件によるCJLとの書面による具体的な事前の取り決めがない限り、認められない。いかなる譲渡又は下請けも（CJLの承諾を得た場合でも）、発注書に基づく義務からベンダーを免除しないものとする。上記の書面による同意を得ない譲渡、移転又は下請けの企ては、無効であり、効力を有しないものとする。

21 放棄、分離可能性その他

21.1 CJLが、発注書又は本一般条件の条項に基づく自らの権利を放棄又は差し控えたとしても、それ

は、CJLが自らの法的権利を行使することを妨げるものではない。発注書で留保される救済手段は累積的なものであり、法律で定められるその他の救済手段又は追加的な救済措置に更に追加する形で付与されるものである。

21.2 本一般条件又は発注書のいずれかが執行不能、違法又は無効であっても、当該部分は分離され、本一般条件又は発注書の残りの部分は、引き続き効力を有するものとする。

21.3 本一般条件又は発注書は、その当事者によって起草されたという理由で、当該起草当事者に不利に解釈されないものとする。

21.4 発注書に基づきCJLに対して行うことが要求される通知はすべて、発注書フォームに別の住所が指定されていない限り、東京都港区海岸一丁目16番1号 ニューピア竹芝サウスタワー15階 購買リーダー宛に行うものとする。ベンダーに対するかかる通知はすべて、発注書フォームに示されている住所宛てに行うものとする。

22 存続条項

各当事者の表明、保証、補償義務、秘密保持、引き抜き禁止及び競争避止義務、注文書の解除前に生じたすべての義務を規定する本一般条件及び発注書のすべての条項、並びに発注書の一般条項は、発注書の解除、解約及び期間満了後も存続するものとする

23 カミンズのポリシー

23.1 CJLは、ベンダーが以下のポリシー（参照により組み込まれ、随時更新されるものとする。）を遵守することを要求する。

- (i) カミンズ・サプライヤー行動規範
- (ii) カミンズ環境方針及び環境基準
- (iii) カミンズ・サプライヤーハンドブック
- (iv) カミンズ・グリーンサプライチェーン原則
- (v) 禁止物品の制限

23.2 上記のポリシーにアクセスするためのリンクは、<https://supplier.cummins.com>である

23.3 CJLは、カミンズ・サプライヤー行動規範を随時変更することができ、当該変更はCJLがベンダーに変更通知を提供した時点（以下「**変更日**」という。）で効力を生じる。カミンズ・サプライヤー行動規範に対する変更は、変更日より後に提供される注文書に対し及びこれに関してのみ適用される。両当事者は、本契約のいかなる規定も、ベンダーが変更日後にさらなる発注書を受諾することを要求するものではないことを確認する。本条に従い、ベンダーは、自らが適用法及びカミンズ・サプライヤー行動規範を遵守することを要求するサプライヤー行動規範回答フォームに署名し、CJLに返送することを約束する。ベンダーが本第23.3条を遵守しなかった場合、CJLは、いかなる

責任も負うことなく、直ちに本発注書を解除する権利を有するものとし、その場合には第11.3条を準用する。

23.4 ベンダーは、すべての関連文書、完全なサプライチェーンマップ（すべての本件商品等に係る部品構成表、ベンダーの一次及び二次サプライヤー（以下総称して「**二次サプライヤー**」という。）の名称及び住所一覧、並びに二次サプライヤーが供給する部品（投入品/コンポーネント/材料）の構成表を含むがこれらに限られない。）、本件商品等に関連するデータ及びその他の情報へのアクセス、並びに本件商品等に関連する施設又はプロセスを視察することをCJL又はその権限ある代表者に許可することを、法令に適合する範囲内で、CJLは要求することができ、ベンダーは同要求に従うことに同意する。

